

平成 30 年 9 月 吉日

平成 30 年度一般社団法人群馬大学工業会表彰者公募について

群馬大学工業会表彰選考委員会
委員長 久米原 宏之

平成 30 年度の工業会表彰者の公募を、表彰制度に関する規程に基づき行います。
この表彰は、本会の目的及びこれを達成するための事業に沿った本会会員の諸活動における功績を表彰するものです。

1. 表彰の種類と対象等

- (1) 群馬大学工業会 社会貢献賞 社会に顕著なる貢献をした本会会員 若干名
- (2) 群馬大学工業会 工業会賞 本会活動又は本会利益向上に多大なる貢献をした本会会員 若干名

2. 表彰の方法等

- (1) 表彰は、定時社員総会にて表彰状、褒状にて行い、他に広報活動等により功績を称える。

3. 公募基準と推薦文の記述

- (1) 被表彰者及び推薦人は、推薦時において本会の正会員資格を有するものとする。
ただし、被表彰者は、原則として満 65 歳以上とし、現役の職務(又は表彰対象の職務)を終了している会員とする。
- (2) 同一年の同一表彰種別における被表彰者は、原則として、同一所属支部で一人(又は 1 グループ)とする。
- (3) 推薦文は、より具体的、定量的な記述とし、関連する内容が網羅される記載が望ましい。

4. 応募・推薦期間と応募・推薦書類提出先

- (1) 応募は、各賞とも平成 31 年 2 月末日で受付を締め切る。
- (2) 推薦書は、工業会表彰選考委員会事務局に所定のフォーマットに記入して提出する。

5. 選考方法

- (1) 選考は、表彰選考委員会が合議制による全会一致で行い、理事会への報告と承認を必要とする。
- (2) 選考の基準は、範囲の広い公的な表彰や評価と推薦の背景・状況(本部、支部等の活性化など)を重視する。

6. 応募・推薦人

- (1) 工業会の理事、連合支部長及び支部長
- (2) 一般会員からの推薦も受け付ける(工業会ホームページで PR)。

★参考 「一般社団法人群馬大学工業会定款」から抜粋
第 4 条(目的)

本会は、大学における教育・学術研究活動、科学・技術調査研究、学生の勉学、国際交流等についての支援及び会員相互の親睦、交流、啓発、支援、その他会員に共通する利益と社会貢献を図りながら、もってわが国の科学技術及び学術文化の発展に寄与することを目的とする。

- 2 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の親睦・交流と情報交換の促進及びその運営
 - (2) 会員保有の技術・知識・経験等の相互啓発と活用及び社会への貢献
 - (3) 会報等の刊行、会員名簿の整備と維持管理
 - (4) 工学部記念会館の資料整備と維持管理
 - (5) 大学の教育・学術研究活動・行事等に対する助成
 - (6) 科学・技術調査研究等の助成及び研究会、学術講演会、発表会等の開催
 - (7) 海外の大学及び学会との交流等教育研究上の国際交流の促進に対する助成
 - (8) 学生の勉学に対する助成
 - (9) 前各号の他、本会の目的達成に必要な事業に対する支援

[平成 29 年度の表彰結果は、工業会報 No.159(2018 年 9 月号)を参照：9 月下旬に発送予定]

表彰制度に関する規程

第1条（総則） この規程は、一般社団法人群馬大学工業会（以下「本会」という）定款第4条1項、2項に基づく「本会目的及びその達成のための事業」を充実させる一環として、本会会員の諸活動における功績を表彰する制度として、制定するものである。

第2条（目的） 社会に顕著なる貢献をした本会会員、本会活動又は本会利益向上に多大なる貢献をした本会会員、学業優秀又は在学中において顕著なる活動をした本会会員に対して、その功績に報いる為、表彰する。

第3条（表彰種別と対象者）

3.1. 表彰種別 下記3種類とし、年1回表彰出来るものとする。
但し、表彰選考委員会審議にて、その他の賞を授与する事が出来る。

「1」	群馬大学工業会	社会貢献賞	若干名
「2」	群馬大学工業会	工業会賞	若干名
「3」	群馬大学工業会	工業会奨励賞	学生会員若干名

3.2. 対象者 正会員とする。

第4条（表彰選考委員会）

4.1. 選考委員は、本会理事より毎年事業年度毎に、理事会の承認を得て選出するが、留任を妨げない。尚、必要に応じて、理事以外から委員を招聘し委嘱する。

4.2. 委員会には、委員長、副委員長及び事務局を置く。

4.3. 委員長は、理事長が委嘱する。但し、理事長が兼任することが出来る。

4.4. 副委員長は、委員長が指名する。事務局は、工業会本部事務長が兼任する事が出来る。副委員長は、委員長に不具合ある場合、その職務を代行できるものとする。

第5条（運営）

5.1 表彰選考委員会は、事業年度毎に、毎年度7月中に設置する。

5.2 表彰対象者の推薦・応募用必要資料は、表彰選考委員会が作成し、必要部門への送付と公募をし広く対象者を募る。必要書類の送付・公募と入手は、原則として9月～翌年2月までの6ヶ月間とする。

5.3 選考は、公平・公開を旨とし、可能な限り定量的な評価を基準とする。

5.4 被表彰者決定は、第3条3.1項の表彰種別「1」「2」は4月末、「3」は2月末とする。決定にあたっては、選考委員の合議制による全会一致とする。

5.5. 本条5.4項、第6条6.2項は、理事会への報告と承認を必要とする。但し、表彰種別「3」は、事後承認とする。

第6条（表彰の方法）

6.1. 年1回、定時社員総会席上にて賞状及び褒賞にて表彰するとともに、その他の方法による広報に努め、その功績を称える。表彰種別「3」は、学位記伝達式席上で表彰する。

6.2. 本条6.1項の褒賞内容は、第5条5.4項で開催する表彰選考委員会にて決定する。

6.3. 被表彰者による講演会、発表会等を適宜開催し、その功績の全会員共有化に努める。

第7条（発効） 本規程は、理事会議決を得て2013.4.1.付で発効する。